

大淵 哲也

東京大学大学院法学政治学研究科教授

技術情報を基盤としたビジネスモデル特許と企業活動・社会活動

1. 本研究の目的

情報技術・ネットワーク技術（IT）に駆動された技術革新が、地球規模の技術・経済発展・社会活動の鍵を握ることが広く認識されている。従来の特許は、技術の保護を基礎として組立てたてられたのに対して、ビジネスモデル特許は、その本質を技術とビジネスが結合した特有な特許である。その結果、情報技術・ネットワーク技術を基盤としたビジネスモデル特許の存在・権利行使等は、企業活動や社会活動への影響も極めて大きく、私的支配権の強化の面と公共性の要請、独占と競争、経済・流通社会等との調和が不可欠である。また、一旦、訴訟が生じた場合には訴訟額は巨額となると思われ、将来を見越した研究・考察が是非とも必要と思われる。

本調査研究は、情報技術・ネットワーク技術を基盤として成立したビジネスモデル特許と企業活動・社会活動の関係を分析し、権利取得・活用、ビジネス方法の独占、侵害問題等のビジネスモデル特許政策、ひいては知的財産制度のあり方について考察し、実務上の指針を導き、併せて、提言することを目的とする。

2. 本研究調査の結果

本調査研究にあたっては、本学内での研究会のほか、（財）知的財産研究会等の関連の各研究会、知的財産権法の専門雑誌で研究成果やその結果の公表を行った。

（1）発表論文1の概要

「複数主体により構成される発明の明細書作成に関する実務的一考察 より実効性のある複数主体特許発明の取得への模索・チャレンジ」に関する研究調査に関する論文（知財管理）

（4）発表論文2の概要

特に、最近、先端的な技術情報として、遺伝子情報、タンパク質立体構造データの他、これらのデータを用いたスクリーニング方法等の法的取扱いが問題となりつつある。本年度は、これらも新たな研究対象に加え、第一線の研究者等も交え、法学的・科学的の両方の学際的な観点から研究を行った。

この点に関しては、大淵が法律専門誌上で「知財法と技術の対話 鼎談・バイオと知財法との接点（法学教室 300号記念特集 21世紀の法律学）」の中で問題

提起を行った。